

平成28年2月29日付け津市監査委員告示第2号公表分

監査の結果	波瀬財産区が松阪市に所有している土地について、契約を締結せずに自治会に使用貸借していることから、事実関係を確認の上、適切な措置を講じられたい。
措置の内容	これまでの経緯から、契約を締結せずに自治会（中村自治会、上出自治会、川原出自治会）に使用貸借していた土地については、津市波瀬財産区有財産の貸借について解除する契約（波瀬財産区有財産合意解除契約書）を平成28年3月31日付けで締結した。